

紹介手数料の返戻金について

採用された者が、以下の各号の期間内に自己都合により退職をした場合、または採用された者の責めに帰すべき事由により会社に解雇された場合は、当社は以下の各号の割合で定まる額を会社に返金するものとする。

なお、

- ①採用された者が会社に対して退職願を申し出た時
 - ②会社が採用された者に対し書面により解雇通知を発した時
 - ③会社と採用された者との間で退職について合意が成立した時
- のいずれか早い時点に退社したものとみなす。

- (1) 採用された者が入社後 1 か月未満で退社した場合、紹介手数料の 80%
- (2) 採用された者が入社後 1 か月以上 3 か月未満で退社した場合、紹介手数料 の 60%
- (3) 採用された者が入社後 3 か月以上 6 か月未満で退社した場合、紹介手数料 の 40%
- (4) 採用された者が入社後 6 か月以上 1 年未満で退社した場合、紹介手数料の 20%

株式会社HR Asia